

名 称	防災製品性能試験規程			制定日 1974(S49). 9. 1
規程番号	G-②-01	旧文書番号		改定日 2024. 4. 1

(目 的)

第1条 この規程は、「防災製品認定規程」(平成21年規程第1号。以下「認定規程」という。)に規定する防災製品の認定申請に際し、「防災製品性能試験基準」(昭和51年8月1日制定防災製品認定委員会)に基づく試験(以下「試験」という。)の実施依頼の手續きに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(試験依頼の手續)

第2条 試験を依頼しようとする者(以下「試験依頼者」という。)は、依頼する製品又はその材料ごとに、別記様式第1から第1-6までのいずれかの防災製品性能試験依頼書に、別記様式第2から第2-15までのいずれかの製品等の説明書、別記様式第3の防災薬剤成分表及び当該防災製品の種類に応じ別表に掲げる試料を添えて、公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)に提出するものとする。

(試験結果の通知)

第3条 協会は、前条により試験の実施依頼があった場合、当該防災製品又はその材料について、試験を実施し、その結果を別記様式第4から第4-13までのいずれかの防災製品性能試験結果通知書により試験依頼者に通知するものとする。

(試験等の手数料)

第4条 試験依頼者は、別に定める「防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程」により協会に手数料を納めなければならない。試験依頼者の都合により、試験に着手した後に当該試験を中止した場合も同様とする。

2 前項により受領した手数料は、原則として返還しないものとする。

附 則

この規程は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 1 0 月 2 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 9 月 1 3 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年６月１５日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年１１月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

別表

必要な試料の大きさ・数量

防災製品の種類			大きさ・数量
1	寝具等側地	寝具等側地	1 m ² 以上
		寝具等 完成品側地	縫い目の相互間隔を寸法 縦(ふとん挿入方向)29cm、 横 27cm の袋状に縫製し、袋の口部分にロックミシン掛けなどの 処理を施したもの：9 体 ※ 表地と裏地の材料が異なる場合は、製品と同様の構成 とする
2	ふとん類（完成品）		側地の縫い目の相互間隔を寸法 25cm×25cm とし、次の 質量又は大きさの詰物を入れ、四方を閉じたもの：9 体 《 詰物の種類 》 (1) 中わた … 40g (2) 羽毛 … 20g (3) プラスチック発泡体 … 縦 22cm、横 22cm、厚さ 3cm ※ 表側地と裏側地の材料が異なる場合は、製品と同様の 構成とする
3	毛布類		(1) 水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれか一方 の場合：2 m ² 以上 (2) 水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の場合 ：3 m ² 以上
4	テント類、シート類、幕類		1 m ² 以上
5	自動車・オートバイ等の ボディカバー		1 m ² 以上
6	非常持出袋		(1) 完成品：3 体以上 (2) 材料(最終仕上加工の布地)：1 m ² 以上
7	防災頭巾等（完成品）		(1) 水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれか一方 の場合：3 体以上 (2) 水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の場合 ：6 体以上
8	防災頭巾等側地		2 m ² 以上
9	防災頭巾等詰物類		(1) 中わたの場合：150g 以上 (2) プラスチック発泡体の場合 ：(縦 15cm、横 10cm、厚さ 2cm) 3 体

1 0	衣服類		(1) 完成品 ア 水洗い洗たく又はドライクリーニングのいずれか一方の場合：1 着以上 イ 水洗い洗たく及びドライクリーニングの両方の場合：2 着以上 (2) 材料(最終仕上加工の布地)：1.5 m ² 以上
1 1	布張家具等（完成品）		(1) 座部のみの場合 ：（縦 30cm、横 30cm、厚さ 7.5cm）3 体 (2) 背部の内側・外側の構成が同一の場合 ：（縦 30cm、横 30cm、厚さ 7.5cm）3 組 6 体 (3) 背部の内側・外側の構成が異なる場合 ：（縦 30cm、横 30cm、厚さ 7.5cm）6 組 12 体
1 2	布張家具等側地	布張家具等側地	1 m ² 以上
		布張家具等完成品側地	4 m ² 以上
1 3	木製等ブラインド		1 m ² 以上
1 4	災害用間仕切り等 ローパーティションパネル 展示用パネル等		(1) 表面 A・B の構成が同一の場合 ：（天地方向の縦 29cm、横 19cm、厚さ原寸）3 体 (2) 表面 A・B の構成が異なる場合 ：（天地方向の縦 29cm、横 19cm、厚さ原寸）6 体
1 5	工事用防音パネル		（縦 29cm、横 19cm、厚さ原寸）3 体 （縦 19cm、横 29cm、厚さ原寸）2 体
1 6	祭壇用白布		1 m ² 以上
1 7	襖紙・障子紙等		1 m ² 以上
1 8	マット類		1 m ² 以上
1 9	防護用ネット		引き揃えた状態のもの：1 m ² 以上
2 0	防火服（完成品）	A－Ⅰ型 A－Ⅱ型 B－Ⅰ型 B－Ⅱ型	各層：4.5 m ² 以上 縫い糸：（長さ 15cm 以上）1g 以上 再帰性反射材：30cm 以上 リストレット ・ 幅なりのもの：30cm 以上 ・ 縦 22cm 以上、横 18cm 以上：3 体 ・ 縦 18cm 以上、横 22cm 以上：3 体 ※ 寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製すること 內衣（ズボンを內衣一体型の場合）：（幅なり）4.5 m ² 以上

		B－ⅡN型	各層(防水層を除く) : (幅 1.5mの場合で) 6m 防水層 : (幅 1mの場合で) 8m 防水層の接合部 〔 防水層を垂直方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、 縫合部を実際の目張りテープでシールした、寸法 20cm× 20cm のもの : 5 体 〕 襟裏生地 : (幅 1mの場合で) 1.3m 縫い糸 : 230cm 以上 リストレット ・ 幅なりのもの : 130cm 以上 ・ 縦 22cm 以上、横 18cm 以上 : 3 体 ・ 縦 18cm 以上、横 22cm 以上 : 3 体 ※ 寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製すること ファスナー : 2 体 ボタン : 全種各 2 体 膝補強部 : (各層 30cm×30cm) 1 組 肩補強部 : (各層 30cm×30cm) 1 組 內衣(スポンを內衣一体型の場合) : (幅 1.5mの場合で) 3.7m
		B－ⅡN型 (防火服と表地の同時申請の場合)	表地 : (幅 1.5mの場合で) 9m 表地・防水層以外 : (幅 1.5mの場合で) 6m 防水層 : (幅 1mの場合で) 8m 防水層の接合部 〔 防水層を垂直方向中央で、実際の縫製方法で縫合し、 縫合部を実際の目張りテープでシールした、寸法 20cm× 20cm のもの : 5 体 〕 表地の縫い目 〔 表地を水平方向中央で、実際の縫製方法で縫合した、 寸法 縦 40cm、横(縫合部)70cm のもの : 全種各 1 体 〕 襟裏生地 : (幅 1mの場合で) 1.3m 縫い糸 : 230cm 以上 リストレット ・ 幅なりのもの : 130cm 以上 ・ 縦 22cm 以上、横 18cm 以上 : 3 体 ・ 縦 18cm 以上、横 22cm 以上 : 3 体 ※ 寸法が足りない場合は、縫い糸で両端を縫製すること ファスナー : 2 体

			ボタン : 全種各 2 体 膝補強部 : (各層 30cm×30cm) 1 組 肩補強部 : (各層 30cm×30cm) 1 組 內衣(スポンを內衣一体型の場合) : (幅 1.5mの場合で) 3.7m
2 1	防火服表地	A－Ⅰ型 A－Ⅱ型 B－Ⅰ型 B－Ⅱ型	3 m ² 以上
		B－ⅡN型	表地 : (幅 1.5mの場合で) 4m 表地の縫い目 (表地を水平方向中央で、実際の縫製方法で縫合した、 寸法 縦 40cm、横(縫合部)70cm のもの : 全種各 1 体)
2 2	防火服用高視認性素材		幅 2.5cm の再帰性反射部と 5cm の蛍光部を有する高視認性素材の場合 : (幅なり) 5m以上 《 耐炎性試験用 》 (1) 再帰性反射材と蛍光材料の組合せの場合 ・ 寸法 縦 150cm、横 30cm の表地生地中央に、高視認性素材(幅なり)を垂直方向に、実際の縫製方法で固定したもの : 1 体 ・ 寸法 縦 30cm、横 150cm の表地生地下部に、高視認性素材(幅なり)を水平方向に、実際の縫製方法で固定したもの(高視認性素材下端と表地下端の間隔は約 4cm) : 1 体 (2) 複合機能材料の場合 ・ 寸法 縦 80cm、横 30cm の表地生地中央に、高視認性素材(幅なり)を垂直方向に、実際の縫製方法で固定したもの : 1 体 ・ 寸法 縦 30cm、横 80cm の表地生地下部に、高視認性素材(幅なり)を水平方向に、実際の縫製方法で固定したもの(高視認性素材下端と表地下端の間隔は約 4cm) : 1 体
2 3	活動服		3 m ² 以上
2 4	作業服		3 m ² 以上

[備 考]

- 1 試料の寸法が小さい製品については、追加で試料を提出することとする。
- 2 試料には、表・裏、たて方向、外層からの順番等を明示することとする。